

海外における安全確保について
～日本人と日本企業に対する脅威と政府の対応～

平成28年8月26日

外務省邦人テロ対策室首席事務官 江端 康行



外務省
Ministry of Foreign Affairs

目次

1. 国際テロと邦人に対する脅威
2. テロと邦人保護
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

目次

1. 国際テロと邦人に対する脅威
2. テロと邦人保護
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

3

ダッカ襲撃テロ事件

- 2016年7月1日、ダッカ市内のレストラン「ホーレイ・アルティザン」において、数名の武装グループが人質を取って籠城し、警察との間で銃撃戦が発生。
- 同日、現地警察が突入。外国人3名を含む13名(うち1名は日本人)を救出したが、約20名死亡。
- **邦人7名が死亡、1名が負傷。**
- **「ISIL/バングラデシュ」を名乗る組織が犯行声明を発出**
(日本に対する明示的言及なし)。



4

ニースでのテロ事件

- 7月14日、仏革命記念日の花火見物に集まっていた群衆にトラックが突っ込み、2kmほど走行。
- その後、運転手は警察官に向かって発砲したため、治安部隊が対処し、犯人は車内で死亡。
- 死亡した犯人は、チュニジア生まれでニース在住の31歳の男モハメド・ラウエジ・ブレール(Mohamed Lahouaiej Bouhlel)。
- これまで84名が死亡し、200名以上が負傷(報道に基づく犠牲者の国籍は米、露、独、スイス、モロッコ、チュニジア、ウクライナ、アルメニア等)。
- 現時点で邦人被害の情報はない。
- ISILは「事件はISILの兵士によって実行された」と発表。



5

トルコでのクーデター未遂事件

- 7月15日22:00(日本時間16日4:00)頃、軍の一部勢力が、首都アンカラにおいて国営テレビ局を占拠し、軍の権限を掌握した旨発表、トルコ大国民議會を空爆、軍関連施設や官公庁を襲撃。また、イスタンブールでもボスポラス海峡大橋及び空港を封鎖。
 - エルドアン大統領は全国民に対して、「クーデターに対抗するため空港、広場等に出てくるよう」呼びかけ。これを受け各地で市民が広場や空港に集結。
 - 16日6:40頃、イスタンブールの橋を封鎖していた兵士が投降を開始。11:00頃、トルコ軍参謀総長代行がクーデターは失敗したと発表。
 - 本件による死者208名、負傷者1491名。クーデター側24名を殺害、7,543名を拘束。さらに別途9000名以上が停職処分(18日、ユルドゥルム首相)。
 - 邦人被害は確認されていない。
- ⇒ **クーデターの場合、保険は戦争特約が必要。**



6

目次

1. 国際テロと邦人に対する脅威
2. テロと邦人保護
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

9

日本人がテロの標的になる可能性 (ISIL機関誌「ダービク」から)

2015年2月 シリアでの邦人殺害映像

→ 今や全ての日本人と日本権益は、どこで見つけようと、あらゆるところにいるカリフ国の兵士及び支援者達の標的である。

2015年10月 バングラデシュ北部での日本人殺害事件

→ ベンガルのカリフ国の兵士に属する治安細胞が北部ロングプール地域で日本人を標的にした。
イスラム国は、不信心国日本に対し、米国の十字軍への支援は、日本人の生命をいっそう危険に晒すことになると警告した。

10

テロと邦人保護

外国でのテロの発生は防げない。
しかし、邦人の被害は避けなければならない。



- ★ 被害の可能性を減らすため、
様々な情報やノウハウを提供。
- ★ 最終的には各人が「予防」と
(テロ発生時の)「対処」を行うことが必要。

11

テロの被害は予防できるか？

テロの三要素

1. 政治上その他の「主義主張」に基づき、
2. 国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える「目的」で、
3. 人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動

「ソフトターゲット」への攻撃が増え、対応が難しくなっているが、
「狙われやすい人、場所、日時」を察知し、危険回避に努める。

12

ブリュッセルの空港・地下鉄テロ (3月22日, 死者35名:事前の注意喚起)

情報種別: 海外安全情報(スポット情報)
本情報は2016年07月13日現在有効です。

ベルギー:テロの脅威に関する注意喚起

2016年03月16日

- 3月15日(現地時間),ブリュッセル首都圏地域内のフォレ(Forest)地区において警察の搜索の際,警察と容疑者との間で銃撃戦が発生しました。本件は,昨年11月に発生したパリにおける同時多発テロ事件に関する捜査として行われたものであり,容疑者1名が死亡し,他の容疑者が銃を持って現場から逃亡したと報じられています。
- ベルギー政府は,現在,ブリュッセルを含めベルギー全土のテロの脅威度を3(高い,テロの可能性があり,発生し得る)としており,高い脅威があるとしていることから,引き続き警戒が必要です。
- つきましては,ベルギーに渡航・滞在される方は,以上の状況を考慮し,不測の事態に巻き込まれないよう最新の関連情報の入手に努め,当面の間,ブリュッセルのフォレ地区及びその周辺には不要不急の訪問を避けてください。また,テロの標的となりやすい場所(政府施設,公共交通機関,観光施設,デパートや市場など不特定多数が集まる場所)を訪れる際には周囲の状況に注意を払い,不審な状況を察知したら,速やかにその場を離れるなど安全確保に十分注意してください。

13

ラマダンに関する注意喚起

情報種別: 海外安全情報(広域情報)
本情報は2016年07月13日現在有効です。

イスラム過激派組織によるラマダン期間中のテロを呼びかける声明の発出に伴う注意喚起

2016年05月30日

- 5月21日,イスラム過激派組織ISILは,ラマダン期間中のテロを広く呼びかける声明をインターネット上に公開しました。同声明では,特に欧米諸国におけるテロの実行を呼びかけており,民間人を対象としたいわゆる一匹狼(ローンウルフ)型のテロの発生も懸念されます。本年については,6月6日頃から7月5日頃までが,ラマダン月(イスラム教徒が同月に当たる約1か月の間,日の出から日没まで断食する)に当たります。また,ラマダン終了後には,イードと呼ばれるラマダン明けの祭りが行われます。
- ISILは,昨2015年のラマダン月(6月18日頃~7月17日頃)においても,同様の声明を発出しています。同声明との関係は明らかではありませんが,昨年のラマダン期間中には,チュニジア沿岸部スースのリゾートホテル及び隣接するビーチが武装集団に襲撃され,外国人観光客38人が被害されるテロ事件(6月26日)のほか,以下のテロ事件が発生しています。犯行主体は,ISIL関連組織に限られませんので,様々なイスラム過激派によるテロに警戒が必要です。
 - ・フランス:東部リヨンにおけるテロ事件(6月26日)
 - ・クウェート:シーア派モスクにおける自爆テロ事件(6月26日)(中略)
なお,上記事件のうち,複数の国で大規模なテロが発生した6月26日は金曜日に当たります。イスラム教では,金曜日が集団礼拝の日であり,その際,モスク等宗教施設やデモ等を狙ったテロや襲撃が行われることもあります。なお,本年のラマダン月については,6月10日,17日,24日,7月1日が金曜日に当たります。(以下略)

14

バングラデシュに関する注意喚起

▶ 危険情報 2015年10月から「レベル2(不要不急の渡航は止めてください)」

▶ スポット情報

バングラデシュ:外国人襲撃事件の発生に伴う注意喚起

(前略)

2015年11月20日

2 バングラデシュでは、10月3日、北西部のロングプール県において、邦人男性がオートバイに乗った者らにけん銃で撃たれ、殺害されたほか、9月28日、ダッカ市内において、イタリア人男性が同様の方法で殺害される事件が発生しました。また、10月24日には、ダッカ市内にあるイスラム教シーア派系の宗教施設付近で爆発が発生し、1名が死亡、100名以上が負傷しました。これらの事件について、「ISIL/バングラデシュ」との組織名で発行声明が発出されたほか、ISILは、邦人殺害事件について、機関誌上で、ISILに属する組織が邦人を標的としたこと、引き続き日本を標的とする可能性を示唆しています。(10月4日付広域情報「バングラデシュにおける邦人殺害事件の発生に伴う注意喚起」等参照)

3 ついては、バングラデシュへの渡航・滞在を予定されている方は、不要不急の渡航は止めてください。渡航・滞在される場合は、上記情勢に留意の上、現地の最新の治安情勢について情報収集に努めるとともに、不要不急の外出は控える、早朝・夜間の外出は極力控える、日頃から行動パターンを常に変える、公共交通機関の利用はできる限り控え、狙われにくくする等、十分な安全対策を行い、不測の事態に巻き込まれないよう特別に注意を払ってください。また、標的となる可能性のある欧米関連施設、政府機関、警察等治安当局及びその関連施設、宗教関連行事・施設等にはできる限り近づかず、欧米系外国人が多く利用する施設や、人が多く集まるホテル、レストラン、空港等の施設を利用する際には十分な注意を払い、不審な状況を察知したら速やかにその場を離れる等、自らの安全確保に努めてください。

15

爆発や銃撃の被害を最小限に抑える方法

予防措置

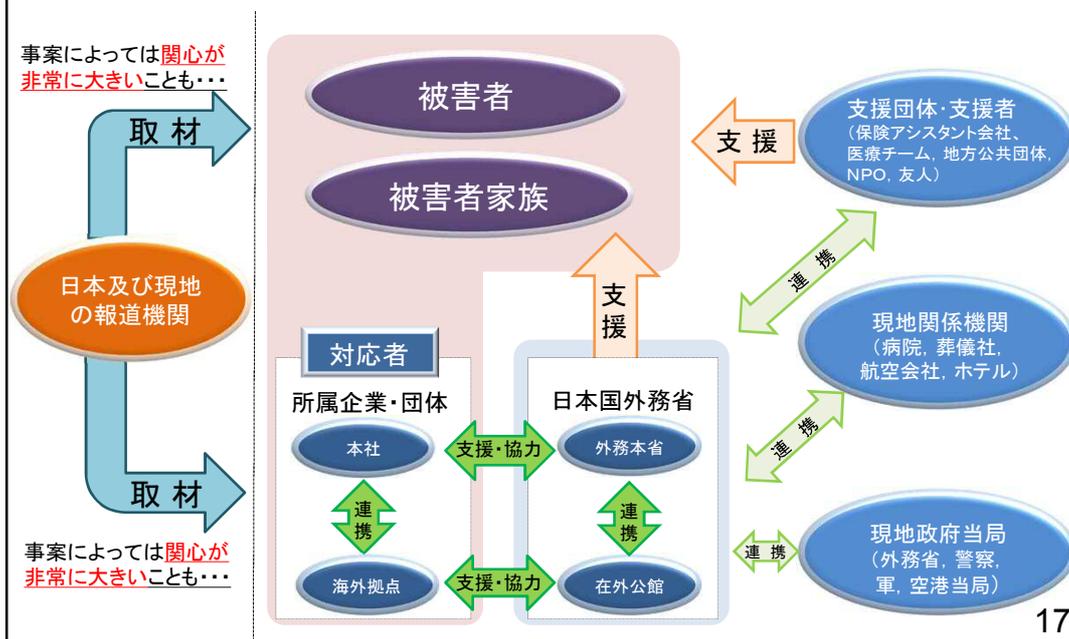
- 退避ルートを確認する。
- 隠れられる場所を確認する。
- 常に周囲の状況に注意を払い、不審者や不審物を見かけたら速やかにその場を離れる。

対処法

- その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとる。
- 頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、速やかに、低い姿勢を保ちつつ安全なところに退避する。

16

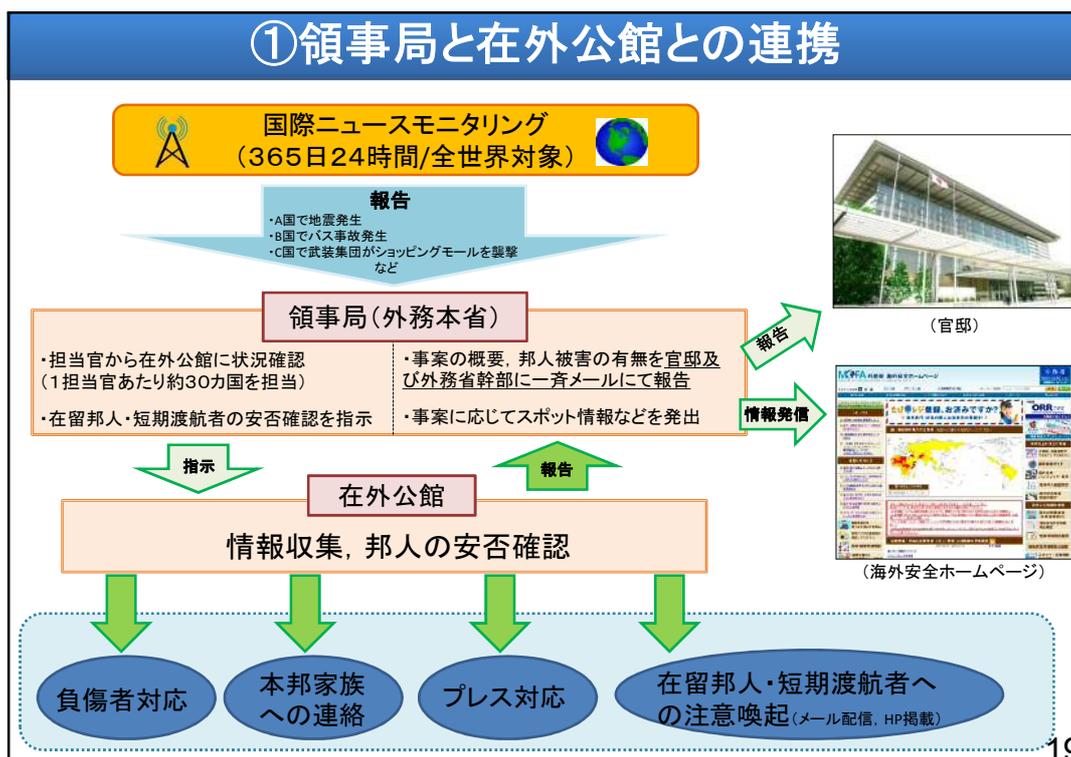
被害が発生した場合の対応



目次

1. 国際テロと邦人に対する脅威
2. テロと邦人保護
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

①領事局と在外公館との連携



②在留邦人, 渡航者向けの安全に関する情報発信

(在外公館によって取組が異なる場合あり)

- 各大使館, 総領事館HPを通じた情報発信
 - ー所管する国, 地域の安全・治安情報の提供
 - ー現地の「安全の手引き」の作成・配布
 - ー治安情勢, 事件等に応じた「お知らせ」「注意喚起」の発出
- 在留邦人へのメールサービス(「在留届」の提出や「たびレジ」への登録が前提)
 - ー治安情勢, 事件等に応じて発出した「お知らせ」「注意喚起」の配信
 - ー新型インフルエンザ等の流行状況, 滞在地政府の施策等安全・治安情報の配信

③緊急電話対応

- 夜間, 休日含め24時間対応
- 多言語(日本語, 現地語, その他主要言語)対応

④事件・事故の場合等の邦人保護

- 緊急時対応等に関する相談
- 事件，事故発生時の安否確認
- 現地政府への早期事件解決等の申し入れ
- 現地警察への支援要請
- 日本の家族への連絡，支援
- (退避が必要な場合の)退避支援
- その他，領事面会等



21

目次

1. 邦人の安全をとりまく国際環境の変化
2. 緊急事態の対応
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) **官民連携**
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

22

官民連携：①安全対策連絡協議会の活用

～在外公館と現地日本人会等の在留邦人との定期的な会合～

- 治安情報の相互提供及び意見交換
- 在留邦人名簿，緊急連絡網等の整備
- 各種マニュアルの整備（緊急事態対処用，一般的な安全対策用）
- 民間側での緊急事態対応体制（緊急邦人通信網，備蓄，緊急時の行動計画等）の整備

協議会以外での
個別のコンタクトも
歓迎

23

官民連携：②在外安全対策セミナー

- 世界各地の首都及び地方都市において，在留邦人等に対して危機管理専門家による危機管理・安全対策に関する啓発を図るためのセミナーを開催。現地治安関係者による講演も実施。
- 平成28年度は，13か所で実施する予定（日本人学校の安全対策評価（7校）を併せて実施予定）。

【平成28年度】

開催時期 平成28年6月～平成29年3月

開催場所 13か所（ナイロビ，ワガドゥグ，ダッカ，アンカラ，ダカール，ボストン，ニューヨーク，メキシコシティ，レオン，リオ・デ・ジャネイロ，サンパウロ，ベネズエラ，マニラ）

プログラム (1) リスク管理・安全対策等に関する講演
（例）地域情勢と治安リスク，移動間の対策，自宅の安全対策，テロ・誘拐対策等
(2) 小グループによる危機管理演習（グループ・ディスカッション）
（例）行方不明事案，誘拐事件，交通事故
※ 日本人学校の安全対策評価（7校）を併せて実施予定。



24

官民連携：③官民合同実地訓練

○テロ・誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練に官民合同で参加する。平成28年度も、2回実施予定。

開催時期 第1回：平成28年9月27日～29日（3日間）

第2回：平成28年11月1日～3日（3日間）

開催場所 英国（ウィッチチャーチ）

訓練項目 主な訓練項目（いずれも座学の後、実地訓練を行う）

- (1) 個人の安全対策（騒乱、カージャック、デモ、強盗、スリ等）
- (2) 一次救命措置
- (3) セキュリティードライビング
- (4) 誘拐事件への対処（生き残り方法）
- (5) メディア対策（演習）



25

日本人学校・補習授業校等に対する安全対策支援

- ガードマン雇い上げ費及び警備機器の維持管理費に対する援助。
- 平成28年度予算では、要望のあった全ての日本人学校及び補習授業校について安全対策費を計上。
- 平成27年度予算までは校舎敷地内のガードマンに限定していた援助対象を、平成28年度予算では登下校時における交通整備員やスクールバスに添乗するガードマンへも拡大。
- 危機管理会社の専門家による学校の安全対策評価を実施。
- 派遣教員内定者研修会において、外務省による「安全対策と危機管理」に関する講義を実施。

26

目次

1. 邦人の安全をとりまく国際環境の変化
2. 緊急事態の対応
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

27

国際テロ情報収集ユニット

- 現在のテロ情勢を鑑みると、政府の情報機能を強化することは極めて重要であり、特に、海外における情報収集活動の強化を含め、政府の情報の収集集約、分析等、確実に遂行する必要がある。
- 上記観点から、テロの危険性が存在する地域を選択し、重点的に情報収集するため、国際テロ情報収集ユニットの設置のための作業を実施している。
- 官邸や情報コミュニティーの関心を踏まえ情報収集を行い、国家安全保障会議および国家安全保障局に対し、政策判断に資する情報を適切に提供する。
- 2015年12月に外務省に設置。

28

海外安全ホームページによる情報発信①

**危険情報・スポット情報
・広域情報への入り口**

国・地域別の海外安全情報 (地図からの選択 ※地図をクリックしてください)

国・地域名からの検索
国・地域名を入力してください

海外に渡航される方は、最近のテロ等の治安情勢を踏まえ、十分注意してください。
詳細については、渡航先の国・地域の最新の海外安全情報を参照してください。
(広域情報「バングラデシュにおける銃撃・人質事案を受けた海外に渡航・滞在される方の安全対策のためのお知らせ」)
(広域情報「イスラム過激派組織によるラマダン期間中のテロを呼びかける声明の発出に伴う注意喚起」)

29

海外安全ホームページによる情報発信②

トップページ > 地図からの選択 > 危険・スポット・広域情報

アルジェリア | Algeria > 危険情報・スポット情報・広域情報

危険・スポット・広域情報 | 安全対策基礎データ | テロ・誘拐情報 | 安全の手引 | 医療事情

アルジェリア Algeria

危険情報 ※クリックすると「危険情報」とは「Overseas Travel Safety」

「危険情報」とは「Overseas Travel Safety」

「危険情報」

「安全対策基礎データ」

「テロ・誘拐情報」

「危険情報」

「安全対策基礎データ」

「テロ・誘拐情報」

1. 概況
2. 各組織の活動状況
各地域の治安情勢
3. 誘拐事件の発生状況
4. 日本人・日本権益に対する脅威

「レベル1: 十分注意してください。」
「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」
「レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
「レベル4: 避けてください。(渡航中止勧告)」

2. 犯罪発生状況, 防犯対策
3. 査証, 出入国審査等
4. 滞在時の留意事項
5. 風俗, 習慣, 健康等
6. 緊急時の連絡先

30

危険情報



●「レベル1:十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

●「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

●「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

●「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

31

スポット情報

情報種別: 海外安全情報(スポット情報)

本情報は2016年07月26日現在有効です。

★例

- ・自然災害(台風、地震、火災等)
- ・一般犯罪(強盗、殺人等)の多発
- ・政変、暴動、デモ
- ・爆弾テロ、誘拐(特に外国人誘拐)等

ブラジル、リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック開催に伴う注意喚起

2016年07月22日

特定の国や地域が対象。

1 8月5日から8月21日まで、リオデジャネイロを中心にブラジル各地において第31回オリンピック競技大会が開催されます。また、9月7日から9月18日まで、第15回パラリンピック競技大会が開催されます。

2 安全に関する注意(抜粋)

(1)一般治安・デモ

ブラジルは、貧困層が多いことや麻薬の売買のトラブル等に起因する殺人や強盗等の凶悪犯罪が多発しており、観光客や歩行者に対するひったくりや置き引きも多発しているほか、多くの犯罪には拳銃やナイフが使用されています。…また、ブラジルにおいては、大統領の弾劾などを巡って政治的な緊張が高まっており、…方がデモに遭遇した場合は速やかにその場を離れるようにしてください。

(2)テロ及び対策

7月21日には、ブラジル連邦警察がSILの宣伝及びテロ犯罪行為の準備に関与したとして、ブラジル国籍者10名を拘束しました。…テロ・誘拐など…リスクを最小化するためには、目立たない形にすることが重要であり、具体的には、大人数で集合しての応援は、公道や競技場外(例えばパブリックビューイング等)といったオープン・スペースでは避けてください。また、スタジアムやイベント会場の付近といった不特定多数の人が集まる場所では、細心の注意を払い、滞在時間を可能な限り短くする、避難経路を予め確認しておく等の安全対策を必ず講じてください。更に不審な人物を目撃したら、速やかにその場を立ち去るなどして、安全確保に努めてください。

(3)感染症

オリンピック・パラリンピック開催時に、ジカウイルスが国際的に拡大するリスクは低いものの、引き続き渡航者・滞在者の方は、蚊に対する対策を十分講じる必要があります。特に、妊娠中又は妊娠を予定している方は、渡航・滞在を可能な限り控えてください。

32

広域情報

情報種別:海外安全情報(広域情報)

本情報は2016年06月03日現在有効です。

★その他の例

自然災害(ハリケーン等)、海賊、テロの注意喚起
衛星の落下 等

イスラム過激派組織によるラマダン期間中のテロを呼びかける声明の発出に伴う注意喚起

対象地域が、複数の国や地域にまたがる。

2016年05月30日

1 5月21日、イスラム過激派組織ISILは、ラマダン期間中のテロを広く呼びかける声明をインターネット上に公開しました。同声明では、特に欧米諸国におけるテロの実行を呼びかけており、民間人を対象としたいわゆる一匹狼(ローンウルフ)型のテロの発生も懸念されます。本年については、6月6日頃から7月5日頃までが、ラマダン月(イスラム教徒が同月に当たる約1か月の間、日の出から日没まで断食する)に当たります。また、ラマダン終了後には、イードと呼ばれるラマダン明けの祭りが行われます。

2 ISILは、昨2015年のラマダン月(6月18日頃～7月17日頃)においても、同様の声明を発出しています。同声明との関係は明らかではありませんが、昨年のラマダン期間中には、チュニジア沿岸部スースのリゾートホテル及び隣接するビーチが武装集団に襲撃され、外国人観光客38人が被害されるテロ事件(6月26日)のほか、以下のテロ事件が発生しています。犯行主体は、ISIL関連組織に限られませんので、様々なイスラム過激派によるテロに警戒が必要です。

- ・フランス:東部リヨンにおけるテロ事件(6月26日)
- ・クウェート:シーア派モスクにおける自爆テロ事件(6月26日)
- ・エジプト:カイロ郊外における検事総長殺害テロ事件(6月29日)
- ・マリ:北部における国連車列襲撃テロ事件(7月2日)
- ・ナイジェリア:北部及び中部での連続爆弾テロ事件(7月5日～7日)
- ・エジプト:カイロ市内のイタリア総領事館前での爆弾テロ事件(7月11日)

33

安全対策基礎データ

各国への渡航・滞在に当たって、その国の防犯やトラブル回避の観点から知っておきたい基礎的な情報

危険・スポット・広域情報

安全対策基礎データ

テロ・誘拐情報

安全の手引

医療事情

※本情報記載の内容(特に法制度・行政手続き等)については、事前の通告なく変更される場合もありますので、渡航・滞在される場合には、渡航先国の在外公館または観光局等で最新情報を確認してください。

安全対策基礎データ

2015年07月08日

査証・出入国審査等 | 滞在時の留意事項 | 風俗・習慣・健康等 | 緊急時の連絡先

● 犯罪発生状況、防犯対策

1 概況

タイ警察が発表した2014年の犯罪統計によれば、殺人事件(未遂含む)が7,993件、傷害事件が13,407件、強姦事件が3,060件、強盗事件が296件、次強盗事件が29,616件発生しています。また、銃器不法所持事件では29,207人、薬物犯罪事件では298,051

【掲載内容一部抜粋】

免税(納税シールのない)たばこについては、紙巻きたばこであれば200本(1カートン)、葉巻等であれば250gまで、また酒類については1リットルまで免税での持ち込みが認められます。これら免税たばこや酒類等を、規定量を超えてタイ国内に持ち込もうとした場合、**税関検査で摘発されると高額な罰金を科せられるほか、物品も全て没収されます**ので十分注意してください。

⇒**実際に、知らずに税関から指摘される日本人がいます**

来ず、かえって事態を悪化させてしまうような例も見られます。

34

感染症への対応①

- ①現地当局やWHO等国际機関からの情報収集
(感染状況、現地医療体制、主要国の動向等)
- ②海外安全HPにおける感染症関連情報の発出・更新
(危険情報・スポット情報・広域情報)
- ③在外公館から在外邦人への情報提供
(HP・領事メール・在留邦人向け説明会等)
- ④感染症専門医の海外派遣及び在留邦人向け健康安全講話の実施

感染症危険情報

- 「レベル1:十分注意してください。」
その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
- 「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」
その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
- 「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
- 「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

35

感染症への対応②

エボラ出血熱

- 2014年3月にギニアで感染を確認。その後、西アフリカを中心に感染が拡大。ギニア、リベリア及びシエラレオネにおける感染者は28,616人、うち死亡者11,310人(2016年6月2日付けWHO発表)。2016年3月29日、緊急事態宣言(PHEIC)を解除。

中東呼吸器症候群(MERS)

- 2012年、中東・サウジアラビアで初めて確認された重呼吸器感染症。その後、中東地域を中心に継続して感染者が発生。全世界における感染者は1,733人、うち死亡者628人(2016年5月1日付けWHO発表)。

- 感染症広域情報を随時発出・更新。



ジカウイルス感染症

- ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに吸血されることでヒトへと感染。
- 妊娠中の感染と胎児の小頭症との関連が示唆されており、注意が必要。
- 日本国内の感染例は9例(全て輸入症例)。そのうち、今回の中南米の流行後に確認されたものは6例。
- 予防法は、肌の露出を避け、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないようにすること。
- 感染症危険情報を発出し、情報提供及び注意喚起を継続中。

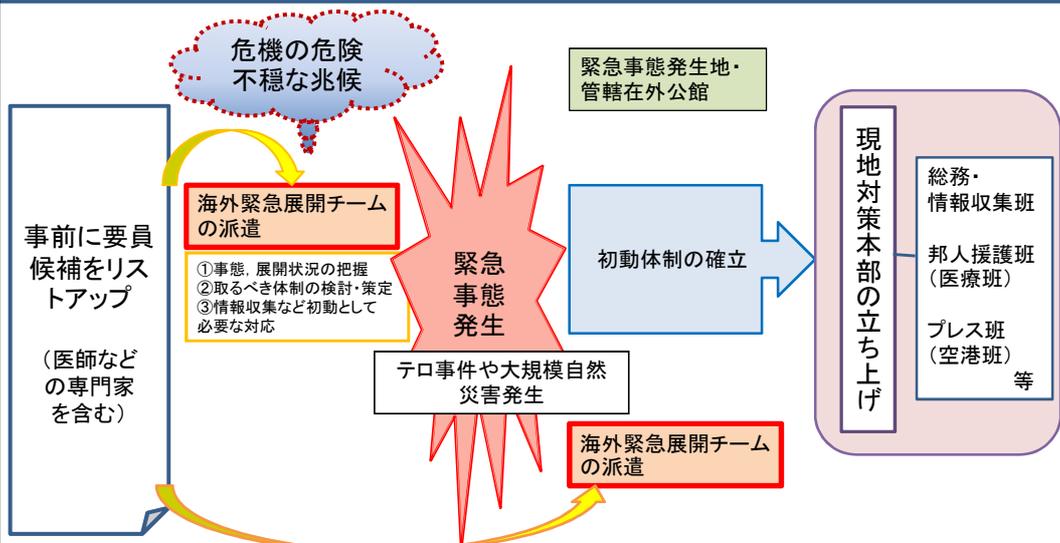
36

目次

1. 邦人の安全をとりまく国際環境の変化
2. 緊急事態の対応
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

37

海外緊急展開チーム(ERT: Emergency Response Team)



※海外緊急展開チーム(ERT)は、平成25年8月、外務省の本省及び在外公館の職員21名を指名して発足し、平成27年11月には語学要員やプレス要員を、また平成28年3月には新たに医務官を加え、81名体制とし、大幅に増強した。

38

目次

1. 邦人の安全をとりまく国際環境の変化
2. 緊急事態の対応
3. 外務省の取組
 - (1) 在外公館が行う支援(基本)
 - (2) 官民連携
 - (3) 情報収集・発信能力の強化
 - (4) 即応体制の強化
4. 皆様をお願いしたいこと

39

基本認識

～在外邦人の安全対策に当たっての基本認識～

- 1 日本人がテロの標的になる可能性。
→ 巻き添えだけではない
- 2 旅行者(出張者)が被害に遭う可能性。
→ 在留邦人だけではない
- 3 先進国・アジアを含む世界各地。
→ 中東・北アフリカだけではない

40

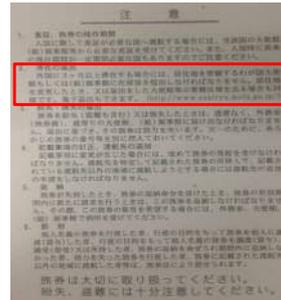
①在留届の提出(3か月以上の滞在者向け)

→法律上の義務

★3か月以上滞在する場合 cf.旅券法第16条
(携帯番号, メールアドレス含む)

★電子届出も可能

★変更, 帰国時の届出変更も
cf.旅券法施行規則第12条



海外で**大規模な自然災害・事故等の緊急事態**が発生した場合等, 在外公館が在留邦人の**安否確認を行うための重要な基礎資料の一つ**として利用

在留届の電子届出の方法

The screenshot shows the Ministry of Foreign Affairs website. At the top right, there is a button for 'ORRnet Overseas Residential Registration'. A yellow callout bubble with the number '1' points to this button. Below the main navigation, there is a section for 'ORRnet Overseas Residential Registration' with a large globe image. A second yellow callout bubble with the number '2' points to a blue button labeled '在留届を提出する方' (How to submit a registration card).

①外務省海外安全ホームページのトップ画面にある「ORRnet」ボタンをクリックする。



②「在留届を提出する方」ボタンをクリックします。

②外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録 (3か月未満の短期渡航者向け)

- 海外旅行者・出張者など、「在留届」提出義務の対象となっていない、3か月未満の短期渡航者向けの登録サイト。
- 2014年7月1日より運用開始。
- 海外安全アプリから登録することも可能。

43

たびレジ登録方法

① 外務省海外安全ホームページのトップ画面にある「たびレジ登録、お済みですか?」ボタンをクリックする。

↓

② 「カンタン新規登録」ボタンをクリックする。

44

「たびレジ」機能紹介(その1)

1. 「たびレジ」の簡易登録

- メールアドレスを入力し、情報を入力したい国・地域を選択するだけで、簡単に登録できる。(注: 通常の「たびレジ」は8項目登録。なお、簡易登録の場合、緊急時の安否確認の対象にはならない。)
- 主に、海外安全情報を入力したい企業・団体・個人向けに、通常の「たびレジ」登録者と同様の安全情報をメールで提供するサービス。

メールアドレス登録と国・地域の選択だけで通常登録者と同様に情報収集が可能。

「たびレジ」トップ画面	簡易登録画面
<p>「たびレジ」簡易登録のメニューを追加します</p>	

「たびレジ」機能紹介(その2)

2. 海外旅行関連企業向け「たびレジ」連携インターフェイス

- 旅行者がツアー等を申し込む際に希望すれば、自動的に「たびレジ」に登録できる仕組み。
- 海外旅行関連企業の情報システムとのファイル連携により、海外旅行者を「たびレジ」に一括登録する機能。
- 平成27年11月から公開

旅行者による登録作業なしで、安全情報メールの受信や緊急時の安否確認が受けられる。

連携の概念	利用方法
	<p>「たびレジ」トップページ内の専用お問い合わせフォームから申し込みいただいた企業・団体様に、具体的に説明させていただきます。</p> <p>https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/contact-company.html</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>what's new</p> <p>2015/11/2</p> <p>海外旅行関連企業の皆様へ たびレジでは、海外旅行関連業者の皆様向けに海外旅行者のデータを一括で登録することができるインターフェイスを提供しました。詳しい内容についてはこちらにお問い合わせください。</p> </div>

危機管理担当の皆さまへのお願い ～「たびレジ」の活用～

- ① 「たびレジ」登録を社内出張稟議の必須項目に
⇒出張者が当事者意識を持つキッカケになります。
(すでに導入済みの企業もあります)
- ② 「たびレジ」の簡易登録をご活用ください
⇒出張者の安全を預かる皆さま(管理者)にも、
出張者と同じ情報を同じタイミングでお届けします。
- ③ 社内出張システムと「たびレジ」システムの連携をご検討ください
⇒緊急事態発生時、日本政府の安否確認対象者にも
れなく出張者も含まれます。

47

③海外安全アプリの活用

海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、安全に係る情報をお届けすることを目的とし、2015年7月1日に導入。



① GPS機能を利用し、現在地及び周辺国・地域の渡航情報を表示

所在地から周囲100Km圏内の国・地域の危険情報を表示。
(※コンゴ民主共和国とルワンダの国境付近を想定)

② 任意の国・地域の渡航情報をプッシュ通知

11:47
1月5日 金曜日

【急報情報】2015/04/22 海外へ渡航される皆様へ「船舶検査に関する注意」

スライドで表示

③ 各国・地域の緊急連絡先を簡易表示

48

海外安全アプリ ダウンロードの方法

- ① APP Store (iPhone) または Google Play (Android) を開く。
↓
- ② 「海外安全」で検索。
↓
- ③ AppStoreの場合には「入手」ボタンを、GooglePlayの場合には「インストール」ボタンを押してアプリをダウンロードする。

例) iPhoneのAppStore画面



49

④海外安全動画の活用

(海外へ渡航するあなたへ～外務省からのお知らせ～)

海外安全ホームページ、外務省旅行登録「たびレジ」、海外安全アプリのメリットや活用方法、犯罪等の予防策や各種事案に遭遇した場合の対処方法などを分かりやすく解説。
(<http://www.anzen.mofa.go.jp/video/video11.html>)

海外安全ホームページ

海外安全ホームページに掲載している情報を解説



外務省海外旅行登録「たびレジ」

「たびレジ」に登録するメリットや登録方法を解説



スマートフォン・タブレットからもご覧いただけます。



海外安全アプリ

海外安全アプリの3大メリットを解説



予防策・対処方法

渡航前に知っておきたい犯罪の手口と予防策や銃撃・爆発事案への対処法を解説



50

お問い合わせ先

■ 外務省領事局

● [海外邦人安全課](#)（テロ・誘拐関係以外）
電話：（代表）03-3580-3311（内線）2851

● [邦人テロ対策室](#)（テロ・誘拐関係）
電話：（代表）03-3580-3311（内線）3047

● [領事サービスセンター（海外安全担当）](#)（国別安全情報等）
電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902

【本資料のお取り扱いについて】

本資料の無断でのコピーや転載はご遠慮ください。